

平成 30 年度第 1 回鎌倉市子ども・子育て会議 議事録

日時： 平成 30 年 8 月 24 日 (金)
9 時 30 分～11 時 30 分
場所： 鎌倉市役所本庁舎 2 階
議会全員協議会室

議事次第

- 1 開会
- 2 鎌倉市子ども・子育て会議の委員の交代について
- 3 議題
 - (1) 鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～の平成 29 年度進捗状況について
 - (2) 待機児童対策等について
 - (3) 放課後かまくらっ子の進捗状況について
 - (4) 平成 30 年度サポーター養成講座について
 - (5) 子育て世帯の生活に関するアンケート調査の結果について
 - (6) 子ども・子育て支援事業計画の改訂に伴うニーズ量調査について
 - (7) (仮称) 鎌倉市子ども総合支援条例の制定について
- 4 その他

委員出欠

氏名	選出団体等	出欠
相川 誉夫	鎌倉市社会福祉協議会	出席
飯田 千春	鎌倉市子どもの家保護者連絡協議会	出席
石戸 ナナ子	認定こども園鎌倉みどりこども園	出席
岩澤 貴子	鎌倉市立小学校長会	出席
岡崎 俊博	三浦半島地域連合	欠席
奥田 千晶	市民公募委員	出席
菊一 美保子	鎌倉市保育園保護者連絡会	出席
金野 利佐	鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	出席
小泉 裕子	学識経験者	出席
猿田 貴美子	鎌倉保健福祉事務所	欠席
潮見 世津子	市民公募委員	出席
下山 浩子	鎌倉市青少年指導員連絡協議会	出席
菅原 大介	鎌倉市中学校校長会	出席
富田 英雄	鎌倉市保育会	出席
長谷川 節子	かまくら子育て支援グループ懇談会	出席
濱田 喜代美	鎌倉市民生委員児童委員協議会	出席
福田 弘美	まんまる保育室	出席
堀越 真紀	かまくら福祉・教育ネット	出席
松原 康雄	学識経験者	出席
森 研四郎	鎌倉私立幼稚園協会	出席
横山 真理子	鎌倉市 PTA 連絡協議会	出席

次第1 開会

○会長

定刻になりましたので、平成30年度第1回鎌倉市子ども・子育て会議を開催いたします。
会議を始める前に、本日の委員のご出欠等につきまして、事務局からお願いいたします。

次第2 鎌倉市子ども・子育て会議の委員の交代について

○事務局

おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。こども支援課担当課長の谷川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、岡崎委員、猿田委員から、欠席のご連絡をいただいておりますが、委員21名中19名のご出席をいただいております。定足数である過半数を満たしており、会議が成立しますことをご報告いたします。

また、本日の議事次第の2「鎌倉市子ども・子育て会議の委員の交代について」になりますが、委員の所属団体の役員改選等の関係で6名の委員交代がございましたので、ご紹介させていただきます。

鎌倉市子どもの家保護者会連絡協議会、飯田千春様からお願いいたします。

○飯田委員

飯田千春と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局

鎌倉市保育園保護者連絡会、菊一美保子様、お願いいたします。

○菊一委員

菊一です。よろしくお願いいたします。

○事務局

鎌倉私立幼稚園父母の会連合会、金野利佐様、よろしくお願いいたします。

○金野委員

金野利佐と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局

鎌倉市中学校校長会、菅原大介様、よろしくお願いいたします。

○菅原委員

菅原です。よろしくお願いいたします。

○事務局

鎌倉私立幼稚園協会、森研四郎様、よろしくお願いいたします。

○森委員

森です。よろしくお願いいたします。会議委員名簿の役職を振興部長ではなく、振興副部長に訂正を
よろしくお願いいたします。

○事務局

失礼いたしました。ありがとうございます。

鎌倉市PTA連絡協議会、横山真理子様、よろしくお願いいたします。

○横山委員

横山真理子と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局

以上、6名の委員が新任となります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは改めまして、平成 30 年度第 1 回「子ども・子育て会議」の開催にあたりまして、鎌倉市こども
みらい部長の進藤からご挨拶を申し上げます。進藤部長、よろしくお願いいたします。

○こどもみらい部長

みなさま、おはようございます。ご紹介いただきました、こどもみらい部長の進藤でございます。

本日は平成 30 年度第 1 回鎌倉市子ども・子育て会議の開催にあたりまして、お忙しい中お集まりい
ただき、誠にありがとうございます。

本日は台風 20 号の直撃は逸れたとはいえ、大分風も強く、足元も悪い中、本当にご苦労さまでござ
います。また、今年は猛暑続きで、保育をなさる方々も一段と配慮しながらやられているかと思いま
すので、気をつけてやっていただきたいなと思うところでございます。

さて、この子ども・子育て会議でございますが、鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの進行管理を中
心に、みなさまからご意見をいただきながら、施策の見直し等を行っているところです。このプランの計
画期間でございますけれども、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年間となっております。今年
は平成 32 年度以降のプランの改定に向けた保育のニーズ量の調査を行うとともに、子どもの総合支援条
例の制定に向けた条例案の内容等についても議論をいただく予定となっております。

本日、用意されている議題も多岐に渡る中、限られた時間の中ではございますが、子どもを産み、育
てやすいまち鎌倉を作るためにご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私からのご挨拶
とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○会長

それでは、お手元の資料を 1 枚めくっていただきますと議事次第が出ています。それに沿って、進め
てまいりたいと思います。

最初に事務局から会議の運営について、留意点等があれば説明をお願いいたします。

○事務局

こども支援課の正木と申します。よろしくお願いいたします。

会議の公開等についてです。当会議は鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第4条にもとづきまして、会長が公開することが適当でないとき以外に公開いたします。会議録も後日公開させていただきます。

なお、本日は3名の傍聴の希望がありました。傍聴者の入室について、ご確認をお願いいたします。

○会長

それでは、特に制限することはないと思いますので、本日の会議は公開ということによろしいでしょうか。

<了承>

○会長

ありがとうございます。では、傍聴者の方に入ってください。

<傍聴者入室>

○会長

それでは、鎌倉市子ども・子育て会議を進めさせていただきます。

まず、傍聴の方をお願いいたします。事前に配布しております「鎌倉市子ども・子育て会議を傍聴されるみなさまへ」をご確認いただき、記載事項をお守りいただきますようお願いいたします。

それでは、まず資料の確認を事務局からお願いいたします。

○事務局

資料の確認をさせていただきます。失礼して、着席して確認をさせていただきます。

まず、事前にお送りさせていただきました、

「資料1:鎌倉市子ども・子育て会議条例及び鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則」、

「資料2:鎌倉市子ども・子育て会議委員名簿」、

「資料3:鎌倉きらきら白書」、

「資料4-(1):平成30年度の保育所等入所状況について」、

「資料4-(2):旧横浜地方法務局鎌倉出張所跡 案内図」、

「資料4-(3):県営鎌倉団地跡地 案内図」、

「資料5-(1):広報かまくら7月15日号」、

「資料5-(2):放課後かまくらっ子の概要」、

「資料6-(1):平成29年度サポーター養成講座 実施状況」、

「資料6-(2):かまくらっ子発達支援サポーター養成講座 ご案内」、

「資料7:鎌倉市子育て世帯の生活に関するアンケート調査報告書【概要版】」、

「資料8-(1):(仮称)鎌倉市子ども総合支援条例(条文検討資料 概要)」、

「資料8-(2):(仮称)鎌倉市子ども総合支援条例(条文検討資料)」

です。

お持ちいただくようお願いしておりました事業計画書「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう～」を含め、資料について不足は大丈夫でしょうか。よろしければ、資料の確認は以上となります。

次第3 議題

(1) 鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～の平成 29 年度進捗状況について

○会長

次第3の議題に入ります。本日は7つの議題が用意されており、11 時 30 分終了予定です。特に、7つ目の議題は重要な議論になるかと思っておりますので、ここに時間を割けたらと考えております。そのようなことですので、それぞれ大事な案件ではありますが議題(1)から(6)までの進行についてはご協力いただければ幸いです。

それでは、議題(1) 鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～の平成 29 年度進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

引き続き座ったままで失礼いたします。

議題1の「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の平成29年度進捗状況の報告についてですが、子ども・子育てきらきらプランに掲載されている事業の進捗状況につきましては、事前にお送りさせていただきました「鎌倉きらきら白書」に記載のとおりとなっております。

例年、大きく進んだ事業等を抜粋して、いくつかご紹介をさせていただいておりましたが、会長からもお話があったとおり、本日、この後にご意見をいただきたい議題も予定しておりますので、進捗状況の詳細の説明は省略させていただきます。事前に鎌倉きらきら白書をご覧いただいた中で、ご質問等があればお願いしたいと思います。

なお、鎌倉きらきら白書の105ページから始まる第5章にある「保育事業における量の見込みと確保方策」と122ページの「放課後児童クラブ」(子どもの家)の状況につきましては、後ほど、議題の中で担当課から説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。議題(1)については以上です。

○会長

それでは、後ほど取り上げる項目の他に、進捗状況をめぐってご質問あるいはご意見があれば、お話しいただきたいのですが、いかがでしょうか。

<質疑なし>

○会長

ひとり親支援、障害児支援、虐待対応等色々あります。事務局の方からは特にはないのでしょうか。

○事務局

それでは、何点かご紹介させていただきます。

こどもみらい部の事業の紹介になりますが、鎌倉きらきら白書の32ページの事業番号1-3-1-1、放課後子ども総合プランにつきましては、平成30年度から深沢小学校、関谷小学校で放課後かまくらっ子を開設するために、検討委員会を開催する等の内容が書かれています。それについては、記載のとおり開催いたしまして、平成30年度から深沢小学校で放課後かまくらっ子を開設したという実績がございます。33ページの1-3-1-4、子どもの家の利用時間延長につきましても、時間を延長したということの実績がございます。

また、56ページの2-2-3-7、療育関係施設の整備という発達支援室のところですが、津久井のやまゆり園の事件もあり、発達支援室につきましては、施設にふるさと寄付金を活用したセキュリティ強化として、電子ロックや防犯カメラ等の施設整備を行ったという実績があります。以上です。

○会長

みなさまよろしいでしょうか。

金野委員、どうぞ。

○金野委員

33ページの事業番号1-3-1-6の子ども会館について伺いたいです。子ども会館が閉鎖の方向であると伺っています。実際のところ、学校の近くにはない子ども会館もたくさんあると思いますが、このまま存続していただけるのかどうかということを伺いたいです。保護者の中には、小学生に限らず、年齢を超えた関係性が養える子ども会館の存続を求める声が多くありますので、今後、子ども会館は閉鎖されるのか、存続されるのかを分かる範囲で教えていただければと思います。

○会長

お願いいたします。

○青少年課長

青少年課長の瀬谷と申します。よろしくお願いたします。

子どもの家、学童保育と併設している子ども会館につきましては、放課後かまくらっ子として活用していきます。

長谷子ども会館のように子ども会館単独館は市内に5か所あります。

長谷子ども会館は耐震性の問題もありましたので、6月の議会で閉館の手続きを取りました。今後については、公的不動産活用課をはじめ、庁内全体でどのように活用していくのか、多世代の使える場としていくのか等、そういったご意見をいただきながら進めていくことになるのかと思います。

残りの4か所につきまして、指定管理期間が終わるタイミングに合わせてもう少し広い形で緩やかな使い方ができないか、活用の方法を検討している最中です。

梶原子ども会館につきましては、今年度で指定管理が終わりますので、どのような活用ができるのか庁内で今まさに調整している最中です。建物を閉鎖してすぐ売ることではなく、何か活用できないかということで考えています。

○金野委員

私は岩瀬の方に住んでいます。岩瀬の子どもの家も今泉小学校の方へ行ってしまったので、子ども会館だけが残っている状況です。未就学児にとっては遊具、おもちゃ等もたくさんありますし、のびのびと遊べるところがすごく助かっています。放課後かまくらっ子になってしまうと、小学生のみになってしまうので、建て替えや使い道等を変えるにしても、幼児等も遊べるように引き続きお願いいたします。ありがとうございました。

○会長

ありがとうございます。他世代交流はすごく大切だと思います。

他によろしければ、議題の(2)に移りますが、よろしいでしょうか。それでは、次の議題に移ります。

(2)待機児童対策等について

○会長

待機児童対策等について、保育課からご説明をお願いします。

○保育課長補佐

保育課の松本と申します。よろしくお願いいたします。

議題(2)待機児童対策等について、ご説明いたします。失礼して、着席して、ご説明させていただきます。

はじめに、保育所等への入所状況及び待機児童の状況についてご報告いたします。

資料4-(1)をご覧ください。平成30年度の保育所等の入所定員につきましては、鎌倉おなり小規模保育室が平成30年4月1日に認可保育所に移行して鎌倉おなり保育園として開所したことや、おおぞら幼稚園が認定こども園として開所したことに伴い施設の定員を増やしたことから、全体では平成29年度当初の2,371人から平成30年度当初は2,451人となり、80人の定員増となりました。また、平成30年4月1日現在の入所児童数につきましては2,451人の定員に対し、2,535人の入所となっており、定員の約103.4%の受入率となっております。これらの結果、平成30年4月1日現在の待機児童数は平成29年度当初の待機児童数109人から16人の減で93人となっております。年齢別の待機児童数につきましては、0歳8人、1歳53人、2歳26人、3歳5人、4歳0人、5歳1人となっております。また、平成30年4月1日時点での実際に保育所に入所できない入所保留者数は平成29年度当初の154人から15人の増で169人となっております。

続きまして、主な保育所等の施設整備について、その進捗状況について、ご説明いたします。

まず、旧横浜地方法務局鎌倉出張所跡を活用した保育所整備について、ご説明いたします。

資料4-(2)をご覧ください。当該保育所につきましては、鎌倉地域の待機児童数が多いことから、待機児童対策の一環として、国から借り受けた土地及び建物において、定員70名以上等を条件に本市が選定した民間事業者が整備運営を行うものです。平成29年10月3日に外部の有識者等からなる第1回目の選定委員会を開催し、選定の流れや公募要項についての審査を行いました。その後、選定委員会からの意見等を踏まえ策定した公募要項に基づき、11月1日から12月28日までの期間に整備運営を行う事業者の公募を行いましたところ、2事業者から応募があり、平成30年3月にヒアリングを行い、選定を行った結果、藤沢市及び大和市で認可保育所を運営する社会福祉法人真澄児童福祉会を

保育所の整備運営を行う事業者として決定いたしました。現在、保育所の整備内容等について、近隣の自治会と調整するとともに、認可に向け、神奈川県との協議を進めております。今後、近隣の自治会に対し、事業者とともに説明会を開催するなどし、平成 31 年度当初の開所を目標に整備事業を進めてまいります。

次に、県営鎌倉団地跡地を活用した保育所整備の状況です。

資料4-(3)をご覧ください。県営鎌倉団地跡地については、近隣の7自治町内会長から提出された跡地の取得についての陳情が、平成 29 年市議会2月定例会本会議において、賛成多数で採択されたことから庁内で検討を行った結果、当該地を含む鎌倉東部地域に保育施設がないこと、また、鎌倉地域全体で今後も高い保育需要が見込まれることから、当該地での保育所整備が鎌倉地域全体の待機児童対策に効果的であると判断し、近接住民の保育園設置に対する意向も把握した上で保育園及び広場等用地として活用する方針を決定いたしました。平成 30 年5月 26 日に近隣の7自治町内会を対象に保育園及び広場等の整備に係る説明会を開催し、整備内容等について説明するとともにご意見を頂戴いたしました。当該用地については、平成 30 年9月末までに神奈川県から取得することになっており、引き続き、平成 32 年4月の開所を目標に整備事業を進めてまいります。主な施設整備の状況については以上です。なお、保育所等の施設整備については、この他に、七里が浜楓幼稚園における認定こども園の整備及び山崎保育園の既存園舎の建て替え等を予定しています。

次に、鎌倉きらきら白書のうち、第5章「教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」のうち平成 29 年度の実績について報告いたします。

資料3鎌倉きらきら白書の 113 ページ「イ 保育事業における量の見込みと確保方策」をご覧ください。平成 29 年度の量の見込み(保育ニーズ)については当初計画では3歳以上児が 1,264 人、1・2歳児が 913 人、0歳児が 234 人の計 2,411 人を見込んでいましたが、平成 29 年4月1日時点における実績としては、3歳以上児が 1,490 人、1・2歳児が 1,020 人、0歳児が 231 人の計 2,741 人となりました。3歳以上児については、見込みを 226 人上回り、1・2歳児については 107 人見込みを上回り、0歳児は見込みを3人下回る結果となりました。なお、量の見込みの数値については、平成 28 年4月1日時点で乖離が生じていたことから、国の手引きに基づき平成 29 年度中に計画の見直しを行ったところです。以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。ご質問やご意見はありますか。

○福田委員

小規模保育事業まんまる保育室代表の福田と申します。

鎌倉市全体のことを考えますと、どこからどう見ても待機児童はまだまだいる現状だと思います。今ご説明があった法務局跡地、七里が浜楓幼稚園、それから浄明寺の保育所については以前から聞いておりますが、本当にこれで解消されるのでしょうか。

深沢区域のJR跡地開発については、およそ4、5年先に 3,000 人の人口増加が見込まれることや、乳幼児の比率を5%とすると 150 名の乳幼児が深沢地区に増えることになると思います。これらの数字についても、待機児童対策の深刻化についても、先日市長にお会いしたときに間違いはないとはっきりとおっしゃっていました。私は現場にいる園長として、深沢区域の保護者の生の声をよく耳にします。深沢の未来を見たときに、現在、他区域の受け皿となっている深沢区域に保育所を増やす必要性を感じ

ています。

鎌倉市の待機児童対策を考えるにあたり、保育課が先を見据えてどのようにお考えなのか、改めてこの場でお聞かせいただきたいのと、資料4-1の表で先ほど説明がありましたが、定員超過の状態につきましても、保護者がどこでも入れれば良い状態ではなく、選べる状態を作り、ゆとりをもった保育をと思っています。その2つについてお聞きしたいと思います。

○会長

お願いいたします。

○保育課長

保育課長の栗原でございます。

待機児童の解消につきましては、今福田委員からもお話がありましており、また、こちらからの説明の中にもございましたが、施設整備も含め、民間の保育園、それから民間の幼稚園等のご協力も得ながら解消に努めているところでございます。

現在進めている施設整備では、法務局跡地で95人の定員、七里が浜楓幼稚園で75人、また、山崎保育園の建て替えで10人の定員増等の施設整備を図るとともに、幼稚園の長時間預かり等様々な工夫を行いながら、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えているところでございます。それで十分なのかということにつきましては、子ども・子育て支援計画の改定前に、今年度ニーズ調査も行う等、保育ニーズの把握に努めまして、必要な量の見込みを見極めつつ、待機児童の早期の解消を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、今委員からお話がありまして JR の跡地につきましては、JR 跡地の再開発の予定は、工事が始まるのが早くてもまだ数年先というような状況の中で、実際にどのような配置により、どのようなまちになるのか見えていない状況でございます。

人口増加につきましても、そこに大きなまちができるということでは人口増加が見込まれますが、それが市内の他の地域からの引っ越しなのか、市外からの引っ越しなのか、その辺も見極める必要があると考えております。再開発に伴う保育のニーズ量につきましては、次期計画もしくはその次の計画等、その状況に併せて見込むことになると思いますが、その時点で必要があるとの判断ができれば、施設整備も含めて、待機児童対策を図っていくことが必要だという考えを持っています。

定員超過について、保育所には定員がありますが、待機児童対策という考えの中から、保育所の保育室の面積と保育士の確保という国の基準を遵守した上で、定員を超えての受け入れというものを行っているところでございます。現在、定員の合計と在園児数の比較を行いますと、公立保育園でも5園中4園、民間園も分園を含めて25園中15園で、定員を超えた受け入れを行っているところです。保育士の確保を行いながらということでは保育の基準を満たしているというように、保育の質は確保されていることは確認しておりますが、引き続きゆとり、余裕のある保育ができるような状況というものは、各保育園とも協議を行いながら、理想のところを持っていけるようにできたら良いなと思います。

○福田委員

ありがとうございます。最後におっしゃられた保育の質を確認していることについて、確認している具体的な内容を教えていただきたいと思えます。

○事務局

保育の質の確保の確認方法としては、民間保育所については神奈川県監査、また、鎌倉市の法人監査、それから小規模保育事業については鎌倉市の監査を行うとともにその中でどのような保育を行っているのか確認を行うとともに、ケースワーカー等や市民からのお声や実際の事業所内での状況も機会を捉えながら確認を行って、問題がないかどうか、何かあれば保育コンシェルジュ等も交えながら、アドバイスをを行っている状況でございます。

○福田委員

ありがとうございます。

○会長

他にいかがでしょうか。

○金野委員

保育園の土地を探していただき、ありがとうございます。大変助かっておりますが、私たちの委員の中で聞いたところで、近隣の方からの目を気にして、鬼ごっこ等、そのような大声を出せない保育園があると聞いております。鎌倉という土地柄、静かなところを望んでいらっしゃる住民の方もいるのは重々承知ですが、保育園で鬼ごっこができない、大声が出せないということは、とてもかわいそうだと思います。土地がなければ保育園が立てられないというのは分かりますが、実際に保育園を作っても、大声を出してはいけない、外で遊んではいけない、鬼ごっこやかくれんぼ等、大声が出せるようなことをしてはいけないということだと、やはり保育園ができてもそれでは子どもがかわいそうかなと思っております。住民の方とのそのような話し合いが済んでいるのか、実際に建てたら思っていたよりうるさかったということもあるかもしれません。その辺りのことをよく話し合って、住民の方の意見もいただいた上で、子どもたちがのびのびと遊べるような保育園というものをお願いしたいと思います。これは質問というより依頼ですので、ご検討をよろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございます。他にご意見があれば伺います。

○富田委員

今後の事だとは思いますが、資生堂の跡地が住宅地になる、もうすでにマンションが1棟建っているそうですが、そこに多くの保護者が子どもを連れて入居すると思います。保育園、それから小学校の子連れが多いと思いますが、その対策というものは始まっているのでしょうか。その辺を伺いたいです。

○会長

お願いいたします。

○保育課長

富田委員から今お話がありました、資生堂の跡地のマンションにつきましては、かなり大きな規模のマンションができるという風にはお話を聞いております。

鎌倉市におきましては、大型の新規のマンションが建設された場合の対応としまして、事業者に対し、子どもの数が増えることによる保育所の整備もしくは小規模保育事業等、何らかの対応をとってもらえないかと、強制ではないですが、要望というような形をお願いをしているところでございます。

資生堂につきましても、その保育ができるスペースを確保する方向で、現在整備が進められているという状況ではございます。実際に蓋を開けてみないと分からないところではありますが、なかなかそこだけで収まりきらないということも想定されます。その部分につきましては、今後各園のご協力も得ながら、ご相談をさせていただければと思います。この件につきましては以上です。

○会長

富田委員いかがでしょうか。

<追加の質疑なし>

○会長

他にはよろしいでしょうか。それでは先に進みたいと思います。

(3) 放課後かまくらっ子の進捗状況について

○会長

議題の(3)になります。放課後かまくらっ子の進捗状況について、青少年課から説明をお願いいたします。

○青少年課長

それでは地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策のうち、放課後児童クラブ(子どもの家)について、ご説明いたします。着席して、説明をさせていただきます。

鎌倉きらきら白書は 122 ページから 125 ページになります。平成 30 年3月に開催された当委員会において、放課後児童クラブ(学童保育)の待機児童を解消する施策として、全ての児童が放課後等の時間を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができる、学童保育とアフタースクールを一体的に実施する放課後かまくらっ子を、平成 30 年度から実施し、平成 31 年度までに9小学校区で実施すると、目標を見直すことを報告いたしました。

本日は平成 30 年 6 月 11 日に開所した放課後かまくらっ子ふかさわの実施状況について、資料5-1(1)を見ながら、ご報告したいと思います。裏面の方に詳細が示してありますが、放課後かまくらっ子ふかさわでは、深沢小学校区の全校児童 830 人に対して、放課後かまくらっ子への登録人数が6月末時点で457人、1日当たり180人前後が参加しています。写真にもございますとおり、地域の方によるプログラムが実施される日や個人面談等、学校行事があるときはさらに利用者数が増え、1日あたり200人前後が参加しています。

放課後かまくらっ子を実施したことで、放課後の活動場所が広がるとともに、子どもの家(学童保育)を利用していた児童は、クラスの仲のよい友達と一緒に過ごすことができるようになりました。また、放課後かまくらっ子の主眼の1つでもあるプログラムについては、大学生や地域の老人会、子育て団体等から多様な体験、活動プログラムを提供していただいているところです。

深沢子どもの家の利用定員を117人から60人へと減じましたが、17時を過ぎて子どもの家を利用している平均人数は30人前後、日によって前後いたしますが17時30分については平均70人と、実施からまだ日が浅いので利用者数は若干多い状況にはありますが、概ね想定通りで推移しており、待機児童対策としても一定の効果があるものと認識しています。

今後、12月に関谷小学校区で実施し、平成31年度には7小学校区で実施ができるよう、指定管理者の選定等の準備を進め、早期に全校での実施を目指しているところです。

放課後かまぐらひの概要と導入の経緯については資料5-(2)を配布してございますので、後ほどご確認いただければと思います。説明は以上になります。ありがとうございました。

○会長

それではご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

○飯田委員

御成小学校の図書館はシロアリが見つかり工事がストップしていると思います。一応4月からスタート予定とはなっていますが、それが今後どうなる見込みなのかということをお聞きしたいです。息子は御成の学童に行っています。大分狭い中で押し込められた状態で相当ストレスがかかっている、毎日お迎えに行くと怒鳴られている様子ばかりを見ます。寝転がってもだめ、あれをやってもだめ、これをやってもだめ。そのようなところが子どもが過ごすべきところなのか。保育園でのびのびと育てきたにも関わらず、そのようなところに押し込められている状況を見て、これまでのとても良い保育というものが途切れてしまうのではないのかという懸念を持っています。それがこの放課後スクールで解消されるのかなという期待をもっていました。シロアリの問題でまた開設が延ばされてしまいました。大人にとっては1か月、2か月延ばされることは大したことがないように思えますが、子どもにとって、一時一時はすごく大事な時間だと思っています。開設が延ばされてしまうのか、それとも代替えでちゃんと予定通り進めていただけるのか、その辺りを伺いたいと思います。

○青少年課長

御成小学校区については、旧図書館を活用した「放課後かまぐらひっ子」ということで進めてまいりました。ご指摘のとおり、今、工事がストップしていて、最終的にどのような形で再開するのかということが、まだ現時点では確定しておりません。

ご指摘のとおり、おなり子どもの家は非常に人数も多くなかなか自由に動ける場所が少ないこと、集団が過ごしている時間帯はかなりの人数が過ごすことになるので、やはりどうしても安全確保を第一にということで、寝転がってのびのび過ごすということが難しい時間帯もあるのかと思います。

今後、4月に開所できなかった場合の対応ということだと思いますが、御成については待機児童もいらっしやるということなので、検討はしていかなければいけないと認識はしています。ただ、今はお答えができる段階ではないことをご理解いただけたらと思います。また決まりましたら、おなり子どもの家の保護者の会長を通じて、ご報告させていただきたいと思います。

○飯田委員

そうだろうとは思っていました。子どもの過ごす場所として狭い場所、おなりだけではなく、他の場所についても決して余裕があるとは言えないと思います。学童だけでなく、それ以外の公園等があるか

と言われれば、そういうわけでもないのが鎌倉市の現状だと思います。本当に子どもが育ちやすい場所、公園のような場所を、今後もどんどん増やして欲しいというのが希望です。その中の1つとして学童はあると思います。今の現状ですと、足りないのかな、狭すぎるのではないのかなというのが感想です。

○会長

これはご要望ですので受け止めていただきたいと思います。工事の目途はいつぐらいになると見えてくるのでしょうか。

○青少年課長

今、関係課と調整している中で、9月の市議会が始まる時には一定の方向性は出していきたいということで進めておりますので、2週間、3週間ぐらいの中で確定していかないといけないという風に思っています。

○会長

他にはいかがでしょうか。潮見委員。

○潮見委員

市民委員の潮見でございます。

3点質問をさせていただきたいと思います。

まずは1点。深沢のかまくらっ子についてですが、現在の平均利用者数は180人から200人くらいということをお伺いしました。それに対して、支援員は何名で対応しているのかをお伺いしたいと思います。それが1点目です。

2点目がおやつがないことに対する反応はどのようなものなのかという点を伺わせてください。

3点目ですが、学童利用者が60名定員に対して70名ということですが、それは自然にアフタースクールに流れてくれたのか、市からの要請で動いてもらったのか、どちらなのかという点について、伺わせてください。以上です。

○会長

お願いいたします。

○青少年課長

支援員の配置についてですが、学童の子どもの家については基準がございますので、2人の配置になります。アフタースクールの活動の状況については、その日のプログラムの状況等にもよりますが、別途7、8人おりますので、毎日10人前後がコアな時間帯にはいるような形になります。

おやつについての反応ですが、たしかに保護者説明会等々で、おやつがないアフタースクールの子どものご心配をいただきました。実際にスタートした中で、今は夏休みなのですが、夏休み期間は午前だけあるいは午後だけの利用の方がわりといらっちゃって、通しで利用の方が多くはなかった中で、深沢の様子を聞いたり子どもたちと話をしている限りでは、アフタースクールの子どものおやつ良いなとかお腹がすいた、あるいは運営者側の方におよつの提供希望という意見は、まだあがってきては

いないと聞いております。今後やっていく中でそのようなご意見も出てくるのかもしれませんが、今の段階では特にいただいておりません。

学童保育については、こちらから要望や要請、あなたはこちらに行ってくださいといったような割り振りはかけず、保護者の方からの要望を経てという形になります。

○潮見委員

ありがとうございました。

○会長

もうお一方どうぞ。

○長谷川委員

かまくら子育て支援グループ懇談会代表の長谷川です。

私どもの団体が放課後かまくらっ子ふかさわの地域プログラムの支援ということで、2回伺わせていただきました。その中で、先ほども発言がありましたが、のびのびと過ごせる場所ではないなというものを少し感じております。

1回目はちょうど雨が降っていたときに見に行きましたが、座る場所も窮屈なぐらいでした。

そして、晴れている日に行っても、今は夏休みなので、どうしても外が暑く、涼しい中で遊ぶしかない。でも、もしかしたら、子どもたちの中で外で遊ぶという知恵もないのかなということを少し感じております。プログラムで解消するのではなく、せっかく色々な学年の子どもたちが集まっているので、例えば6年生、5年生が発言して「ちょっと1時間だけ外で遊ぼう」とか、かまくらっ子の日々の活動の中で、そのような子どもたちが色々な遊びを生み出していくことができるようになると、グラウンドの活用等もできていいのかなと思っています。

本日、ある市議会議員の方の報告がちょうどポストインされていました。その中でも、広々とした場所でのびのびと活動していますという風に書いてありました。そして、利用している親御さんや、これからそのような施設の利用を予定している親御さんも、そのような施設ができて良かったねと言っていたと書いてありましたが、その場所を本当に見ているのかなと思うところがあります。

保護者の方は活動の様子を見ることはできません。そして、施設にいて活動している子どもたちは、低学年が多いので、先ほどのおやつがいるとか、何時までここにいるのかなということも、分からないで過ごしています。自分に色々な欲求があっても、それをちゃんと親御さんに伝えているのかなという疑問があります。そのようなところを地域プログラムで解消できれば良いのですが、ぜひとも保護者の方に活動の実態というものをもう少し見る機会を作っていただきたいなと思っています。

○会長

これもご要望です。保護者の目というものも必要だというご意見ですね。

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

<質疑なし>

(4)平成 30 年度サポーター養成講座について

○会長

それでは議題の(4)になります。平成 30 年度サポーター養成講座について、発達支援室から説明をお願いいたします。

○発達支援室担当係長

発達支援室の石井と申します。失礼して、着席させていただきます。

平成 29 年度から新たに実施している重点事業「かまくらっ子発達支援サポートシステム推進事業」について、平成 29 年度の実施状況と平成 30 年度の事業の実施方針をご説明いたします。きらきら白書の該当ページは 54 ページとなります。

本事業は、発達障害等特別な支援を必要とする児童が地域で生き生きと生活することができるよう、発達障害への理解の促進と支援者の育成のためのサポーター養成講座を実施するとともに、育成した人材を有効に活用する仕組みづくりを目的として、平成 29 年度から実施しております。

それではまず、平成 29 年度の実施状況です。資料6-(1)平成 29 年度サポーター養成講座実施状況をご覧ください。平成 29 年度は事業の初年度であったことから、まず支援を必要としている子どもたちが所属している集団(学校、幼稚園、保育園等)における支援者に向けて、事業の周知や事業の目的的理解を図るため、平成 29 年8月 29 日にシンポジウムを開催いたしました。明星大学教授の星山麻木先生に基調講演をいただき、シンポジストとして先進的にサポーターの育成等に取り組んでいる八王子市学校教育支援課及び逗子市療育教育総合センターの職員の方、また、鎌倉市で以前から発達支援を行っているひまわり教室代表の西野先生をお迎えし、お話をいただいた後に、意見交換を行いました。

シンポジウム開催後、平成 29 年9月から全7日の初級講座を開催いたしました。参加実人数は 106 人で、そのうち全日程修了者は 23 人でした。23 人の内訳はこどもの家の職員 13 人、保育園保育士 4 人、地域の子育て支援者 1 人、子育て支援センター職員 1 人、小学校スクールアシスタント 1 人、障害児通所支援事業所職員 1 人、幼稚園教諭 1 人でした。

また、講座の受講者にアンケートを実施いたしました。子どもの見方が変わった、事例を交えた講義で分かりやすい、自分の見方や考え方を改め現場に活かしていきたい、職場で講義を報告してすぐに取り入れている等の意見をいただいております。講座で学んだことを実践していただいている様子がアンケートの回答から分かりました。

次に平成 30 年度事業実施の方針について、ご説明いたします。資料6-(2)平成 30 年度サポーター養成講座チラシをご覧ください。

平成 29 年度につきましては、支援者を対象として講座を実施しましたが、事業の目的である地域における身近な支援者の養成には、地域における市民の理解と具体的な対応のスキルアップが不可欠であることから、平成 30 年度については対象を広げ、支援者と一般市民が同じ場でともに学びあうことができるようにいたします。そのことで、個々の知識や具体的なスキルアップの向上とともに、相互理解を図っていくことができると考えております。

また、講座受講後に、実際にお子さんの支援の現場で活動していただくにあたっては、初級講座の受講のみでは不十分であると考えられることから、初級講座修了者を対象として、フォローアップ講座を開設し、更なるスキルアップを図ることといたします。講座修了者に実際の支援の現場で活動してい

ただための方法については、発達支援室が所管しております鎌倉市における発達支援に関する課題検討等を行っている「発達支援システムネットワーク会議」において、引き続き、意見聴取をしながら、具体的な運用システムの構築を図る予定です。学校における運用については、教育委員会と協議をすすめているところです。

事業開始2年目となり、市民と支援者が学びあう機会をもつことで、それぞれの相互理解を深めながら、発達障害等の理解と対応のスキルアップの向上を図り、最終的には支援者、保護者、地域の人々が一体となって、支援を必要とする子どもと家族を支えていけるサポートシステムを目指して取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○会長

ありがとうございました。ご質問、ご意見をお受けいたします。

○堀越委員

鎌倉福祉教育ネットという障がい児の保護者と支援者の会から来ました。

かまくらっ子発達支援サポーター養成講座、発達の障がいのある子どもを支援するために、このような講座を開いていただいて、理解が広がっていくことは大変良いことだと思っております。

実際に29年度、たくさんの方が参加されていると思いますが、幼稚園の先生や小学校の先生とかが参加しやすい時間帯なのかなとちょっと感じました。そのようなものがあれば参加したいけれど、仕事があるというような感じの方がいらっしゃる時間帯なのではないかなとちょっと感じました。

平成30年度、市民の方に参加を呼びかけていただいていると思いますが、実際にどのくらいの方が興味をもって参加してくださるのが知りたいのと、どのように周知をされたのかということをお教えください。実際に接するのは幼稚園、保育園、小学校の先生だけではなく、近所の方々も障がいのある子と接する機会がたくさんあります。一般の市民の理解が広がってほしいという気持ちは、親として切実に感じております。市民の方の参加について、教えてください。

○会長

事務局、お願いいたします。

○発達支援室長

発達支援室長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

まず、ご質問の中で、実際に支援者の方が参加しにくい日程なのではないかというお話があったかと思えます。平成29年度につきましては、事業の初年度ということや、講師の方とか場所の確保の問題があり、かなり日程をバラバラに組んだので、通しでご出席いただくのは少し難しい状況だったかなと思えます。平成29年度にアンケートを実施いたしまして、参加しやすい日程等につきましてもご意見をいただきました。平成30年度につきましては、1回目については夏休みに集中講座、ちょうど今週末からありますが、夏休み期間にということで少し配慮させていただきました。あとは同じ内容で、後半は少しバラバラではありますが、単発で来ていただけるような形にさせていただいています。

それから市民の方の出席状況ということですが、担当の方が資料をもっていますので、その内訳と周知の中身について、担当から説明させていただきます。

○発達支援室担当係長

ご質問ありがとうございます。

平成 29 年度につきましては、支援者対象ということでしたので、広報等でも周知は行わず、対象とする機関の方に、お手紙とチラシを配らせていただいた状況でした。今年度につきましては、チラシをしっかりと作って、広報とホームページに載せるということをいたしました。

今年度の応募状況についてご質問をいただいていた点ですが、ベスト6くらいまで集計をいたしました。

1 番目が子どもの家の職員が、初めての方と昨年度も受けていらっしゃった方もいたと思いますが、18 名の応募がございました。

保育園の先生と保護者の方が 2 番目に多い人数となりまして、保護者の中でも、実際に放課後デイサービスの職員をしていらっしゃる方、保育園の先生をしていらっしゃる方、ちびっこくらぶに勤めている方、子どもの家に行っていますという方からご希望がありました。

3 番目が幼稚園の先生で 10 名となっております。

4 番目が学級支援員、学校の中でお子さんのサポートにあたっていらっしゃる方で、8 名となっております。

5 番目に学校の先生で 4 名です。

6 番目に子育て支援センターの 3 名とファミリーサポートセンターの 3 名ということですので、学校の先生の人数としては思ったよりは少ないというところがありますが、学校の先生は先生の方で教育センターの夏季集中講座があったり、同じ星山麻木先生の講座があったりしますので、そちらの方のお話を聞かれているのかなと思われそうです。

地域の方々の理解があがったということがあると思うんですけども、今年度、特に主任児童委員さんの応募がありましたので、とても嬉しく感じるころではございます。応募状況はそのような形になっております。

○堀越委員

ありがとうございます。

○会長

よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。

<質疑なし>

それでは次に移りたいと思います。

(5) 子育て世帯の生活に関するアンケート調査の結果について

○会長

議題の(5) 子育て世帯の生活に関するアンケート調査の結果について、こども相談課からご説明をお願いします。

○こども相談課担当係長

こども相談課、木村と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、昨年度実施いたしました子育て世帯の生活に関するアンケート調査の結果がまとまりましたので報告いたします。失礼して、着席して説明させていただきます。

子育て世帯の生活に関するアンケート調査は、本市の子どもの貧困を含めた子育て世帯の現状を把握し、取り組むべき課題や施策の方向性等を分析する基礎資料とするため、平成30年1月に実施したものでございます。調査の結果は、調査項目ごとに128ページにわたる報告書として取りまとめました。ボリュームが大変ございますので、本日は資料7の概要版、こちらを配布してございます。

まず資料の1ページをご覧ください。2の調査対象・調査方法でございますが、本市に住民登録がある世帯で18歳未満の子どもがいる世帯から、3,000世帯を無作為に抽出いたしまして、アンケート用紙を郵送で配布し、郵送で回収を行いました。

3の回収状況でございますが、3,000世帯に発送したもののうち、1,530世帯から回答を得ることができ、回収率は51%となっております。

5の所得水準の設定につきましては、平成27年に厚生労働省が公表いたしました「国民生活基礎調査」により算出された貧困線を参考に、所得区分を3つに分類して、分析を行いました。

2ページの中央の表をご覧ください。国の貧困線の基準となる所得が世帯員人数ごとに左から2列目に記載してあります。この所得をもとに、本市では、貧困線以下の所得を所得区分1、所得区分1以上で、等価可処分所得というものがあありますが、これは手取りの金額とだけ思えばと思います。手取りの所得の全国平均の中央値、その中央値の以下の部分については所得区分2、その中央値以上、それ以上を所得区分3といたしまして、所得区分ごとの傾向を中心に調査の結果をまとめました。その下の表でございますが、今回の調査データを用いまして、本市における、国の貧困線の基準を下回る世帯、その割合を推計いたしましたところ、4.9%、約773世帯という形になってございます。

続いて3ページになりますが、所得区分を1から3に分けて表示したグラフで、所得区分1が4.9%、所得区分2が23.3%、所得区分3が67.8%となっております。

以下、調査結果の主なものを概要版には載せてございます。保護者の働き方について、住居の状況について、暮らしの状況について、教育に係る経費で負担に感じるものについて、学校での学習の理解度について、子育てに関する悩み事を相談する相手について、子育てに関する情報の入手先について、必要としている支援・重要だと思う支援について等、概要版ではまとめさせていただいてございます。

本体の報告書は128ページにわたる分厚いものになってきてしまいますが、そちらの報告書では大きく分けまして、教育の関係、就労の関係、経済的な負担、生活状況等、多岐に渡る調査の結果が出てございます。その調査結果から、本市では全国平均に比べて、貧困の割合は低く、所得に関しても可処分所得の中央値以下、こちらは全体の1/3となっておりますが貧困の世帯がないわけではなく、低所得世帯対策は必要であるということが分かります。

今回の調査結果については、既に関係課等に情報は提供してございまして、要保護児童対策協議会等にも報告してございます。

また、調査の報告書については市のホームページに既に6月に掲載をしてございまして、今回お配りしました概要版、こちらの方もホームページに載せてございますので参考にいただければと思います。

こども相談課におきましては今回の調査結果から、ひとり親家庭の貧困率が高い割合であることが見えてきてございます。現在、ひとり親に対しまして、児童扶養手当というものを出してございまして、こち

らの年1回の見直しとして、現況届という書類をみなさまからご提出いただいている時期になってございます。この機会に、より具体的なニーズや周知方法等につきまして、さらに踏み込んだアンケート調査を現在行っているという段階になってございます。報告については以上になります。ありがとうございました。

○会長

ご質問、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

<質疑なし>

この調査結果の活用について、関係課にも結果を伝えてというお話が出ましたが、こども相談課としてはこれで見えてきた部分で、何か施策的なものとかを改善する、あるいは創設することはお考えでしょうか。

○こども相談課長

こども相談課長の平井でございます。よろしくお願いいたします。

こども相談課としての考えについてのご質問ですが、先ほども担当が少し申し上げましたが、こども相談課の家庭支援担当の方で、ひとり親の支援というものがございます。今回の調査結果をふまえて、ひとり親の貧困率が高い割合であるということが分かりましたので、現在ひとり親家庭の現況届を受付してございます。より詳しい調査をしまして、その結果をもとに具体的な施策に繋げていきたいという風に思っております。

○会長

ありがとうございます。一定の数値を下回る生活をされている方に顕著な支援ニーズや経済的な環境に伴う支援ニーズ等、そういった結果が出てくるはずなので、分析をされて具体的な支援に結び付けていただければと。調査をやりました、分析しただけですと、あまり行政的には良くないと思いますので、ぜひ具体的な施策に結び付けていただきたいと思います。

○小泉委員

ただいま会長がおっしゃったことで、私からも要望です。このような調査の結果で、例えば13ページの悩みを相談することができなかった人の理由として、だれに相談すれば良いのか分からなかった、相談時間が限られている等の声がありますけれども、最近やはり、若い世代のお母さん、お父さんたちはインターネットか携帯です。そういったものを使用して、ICTを活用しながら、情報の入手だけではなく、コミュニティサイトのようなものを作って相談し合うことも進んでいるみたいです。ある市では保育士の採用サイトの中で、この市はICTを活用した子育て支援を充実させているというキャッチコピーがあって、それに賛同してここの保育士をやりたいというような人もでてきているくらいです。やはりこういったICTへの対応も、より具体的な形で、今後広報されていくと良いかなと思いました。以上です。

○会長

ありがとうございます。

では次の議題に移ってもよろしいでしょうか。

(6) 子ども・子育て支援事業計画の改訂に伴うニーズ量調査について

○会長

それでは子ども・子育て支援事業計画の改訂に伴うニーズ量調査について、こども支援課からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局

議題6の「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の改訂に伴います、ニーズ量調査及び次期計画の策定についてですが、現在の「子ども・子育てきらきらプラン」につきましては、子ども・子育て支援法にもとづき平成27年3月に策定され、計画期間は5年間ということになっております。その5年間の計画期間が平成31年度をもって終了するため、今年度に事業のニーズ量調査、そして31年度に次期計画の策定を行うということで進めてまいります。

この計画自体、全国の市町村で作られているものですから、次期計画の策定方針等につきましては、国から7月中に示されることとなっておりますが、現時点でも示されていない状況でございます。

神奈川県の方にも確認しましたところ、県内の市町村からも問い合わせが殺到しているという状況の中、県の方でもまだ日程の詳細が分かっていないというような回答でございました。

本日の会議では、国から示された計画策定方針の内容等につきまして報告をさせていただく予定でございましたが、大変申し訳ございませんが、今のところ報告できる内容のものが整っていない状況でございます。現時点での情報としまして、今後の計画策定をするにあたってのニーズ量調査につきましては、5年前に現在の計画を策定した際に行ったニーズ量調査の項目をそのまま踏襲するということと、そこに何点か新しい項目が追加されるイメージになるということまでが分かっているところです。

ただ、国からの方針が示されていない中でも、ニーズ量調査の準備を進めませんと、今年度中の実施が時間的に厳しくなってくるというところもありますので、先日このニーズ量調査と計画策定の業務を委託する業者の入札を実施しまして、株式会社名豊という会社に業務委託をすることに決定させていただきました。今後、国から調査項目や策定方針が示されましたら、それに基づいて、ニーズ量調査を実施してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、今後、ニーズ量調査と次期計画の策定をお願いすることになりました株式会社名豊の担当の方がご出席しておりますので、紹介をさせていただきます。

○株式会社名豊

みなさま、おはようございます。

株式会社名豊の谷員と言います。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。

議題6については、報告事項がなく申し訳ございませんが、以上となります。

○会長

ありがとうございました。

前回はニーズ量調査の乖離のことが問題になり、国の方で少し調整をするという方針を打ち出さざるを得なかった状況でした。もし調査項目が同じで、追加の項目が出るのであれば、慎重に見極めてやった方が良いのかなという風に思っています。その辺の乖離の調整のところまでを、前回の踏襲ということで出てくるのでしょうか。どうでしょうか。

○事務局

今のところ情報が乏しくて、まだ何もお答えができないような状況です。

○会長

ありがとうございます。

保育の量等を見てもそれなりの乖離が出てきてしまっているという現状です。なるべく正確な予測値にもっていききたいと個人的には思います。

(7) (仮称) 鎌倉市子ども総合支援条例の制定について

○会長

それでは最初にお話をしました議題(7)になります。仮称になりますが、鎌倉市子ども総合支援条例の制定について、まず子ども支援課からご説明をお願いいたします。この議題については少し時間が取れたようですので、みなさま方のご意見を色々伺ってまいりたいと思います。まず、説明の方をお願いいたします。

○事務局

議題(7)の「(仮称) 鎌倉市子ども総合支援条例」の制定についてですが、前回の3月に開催いたしました会議の場で、「子どもに対する総合的な支援や権利擁護を定める条例」を子ども・子育てきらきらプランの次期計画策定に合わせ制定していきたいということと、また、今回の会議で条文の検討案を用意させていただくことをご報告させていただいたところです。

これまでの子ども支援課で事前にお送りいたしました条文の案を作成していく中で、本条例につきましては、仮称ではございますが「子ども総合支援条例」とさせていただき、委員のみなさまのご意見をいただきたいと思いますと考えております。

この条例につきましては、未来を担う子どもたちに対し、市や保護者等がそれぞれの役割を果たし、地域社会全体が継続的に子どもを支援していくということと共に子どもの育つ環境を整えていこうという姿勢を自治体の法でもあります、条例という形で定め、かつ、子ども・子育て支援事業計画であります「子ども・子育てきらきらプラン」としっかりリンク・紐付けさせて、子どもに関する施策を推進していこうというものです。

こういった主旨の条例につきましては、他の自治体においても制定の事例はございますが、条例の作りとしては、大きく分けると2通りあると考えておまして、1つは、主に子どもの権利を具体的に示して、その権利を尊重していこうというもので、もう1つは、子どもの権利を前面に出すというよりも、子どもへの支援のあり方を基本にしているものがあります。

鎌倉市としましては、子どもの権利を明文化していくということよりも、子どもを総合的かつ継続的に

地域社会で支援してくことや計画の着実な推進に繋げていくことを掲げていきたいと考えまして、この条例の文案を作成したところです。

また、これまでは、子どもに対して、大人からの視点で支援するような形となっている印象もありましたが、こういった条例により、子どもが自主的に発言して、社会に参加しやすくなるような仕組みづくりの充実を目指していければと思っています。

それでは、条例の文案につきましては事前にお目通ししていただいていると思いますが、簡単に説明だけさせていただきます。説明につきましては、資料8-(1)「(仮称)鎌倉市子ども総合支援条例(条文検討資料 概要)」で説明をさせていただきます。

1の「前文」ですが、「子どもが自分らしく成長、発達し、育つためには必要な支援を受けなければならないことや、子どもが大切に育っていけるよう、地域社会で子どもを総合的に支援する」ことを宣言する内容となっています。

2の「目的」は、子どもを支援するための基本理念を定めるとともに市等の責務を明らかにし、子どもへの総合的、継続的な支援、子どもの育つ環境整備に取り組みます。ということで、条例の目的を記載しています。

3の「定義」につきましては、条文の中に出てきます、子どもや保護者、市民、育ち学ぶ施設、事業者の定義を定める内容となっています。

4の「基本理念」は、この条例の理念として、子どもを支援していくために「環境の整備」「人としての尊重」「行動・活動への理解」「継続的な支援」の4つの理念として定めているものです。

5～9の「市等の責務」ですが、子どもを社会全体で健やかに育むための「市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、事業者」のそれぞれの役割を定めたものです。

10～21の「市の取り組み」につきましては、具体的に市が取り組んでいく内容として、12個の項目を記載しております。その中で①は様々な家庭のそれぞれの環境に応じた支援、②は経済的に困難な家庭への支援、③は虐待やいじめ等の未然防止、早期発見等の施策、④は障害、性別等による差別、不利益を受けない社会の形成について、⑤は子どもの参加の促進のため、子どもの視線に立った情報発信について、⑥は不登校、ひきこもりについての施策、⑦は父母の離婚の際の支援、⑧は子どもの成長に合わせた、切れ目のない支援、⑨は祖父母の孫育ての応援、⑩は子どもが意見を言える機会の設定、⑪は相談体制の強化、⑫はこの条例に関連します条例や計画との連携や子ども・子育てきらきらプランの着実な推進についてです。

簡単ではございますが、内容は以上で、詳細については、資料8-(2)(仮称)鎌倉市子ども総合支援条例(条文検討資料)のとおりでございます。

今後は、この子ども・子育て会議をはじめに、小・中学校や高校の児童生徒を含め、意見を伺ってきたいと考えております。

また伺った意見につきまして、まとめた結果につきましては、次回3月に開催を予定します、この子ども・子育て会議の場で報告させていただき、また、改めて、ご意見を伺いたいと考えております。その後パブリックコメントを経て、条例案として、決定していくところでございます。

また、この子ども・子育て会議につきましては、各関係する団体の代表の方、また推薦していただいた方にご出席をいただいているところです。子ども・子育て会議としてのご意見は、この会議の場で伺ってまいります。この会議とは別の場でも各団体として、ご意見等がありましたら、随時、こども支援課までお寄せいただければと思っております。場合によっては、事務局から個々にご相談させていただくこともあろうかと思っておりますが、その際は、是非、ご協力をお願いしたいと思います。以上で説明を終わり

ます。

○会長

ありがとうございます。中々こういう子ども・子育て会議という形で集まって議論ができる機会は少ないですので、大きな理念のところから個々の取り組みまで、ご意見があるところから伺っていきたいと思います。では富田委員からお願いします。

○富田委員

4ページの虐待及びいじめへの対応という12の(2)です。一人ひとりに寄り添った迅速な対応を行うと書いてあります。この案を作るにあたって、迅速に対応する、寄り添うというのはどのように理解し、イメージしているのかということをお聞きしたいです。

その次の14の3行目、これは誤植だと思いますが、子どもの視点に立った分かりやすい、この「分」という字、これは分割する分で理解する意味はありません。ひらがなで記載した方がよいと思います。以上です。

○会長

どうでしょうか。一問一答でやっていきますか。それとも色々なご意見を出していただいて、事務局でまとめてコメントしてもらいましょうか。

一問一答にしてしまうと、発言できない方が出てくる可能性がありますので、まとめてご発言いただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

○福田委員

大変申し訳ないのですが、理解ができていない部分があるので大きな質問です。

これができあがったら市民に対してどうしたいのか、これができあがったらどのような形で市民に発表するのか、どのようにしたいのかがまだ理解ができていないので、スタートのところで大変申し訳ないのですが、教えてください。

○会長

これはスタート時点での質問で先に共通理解しておいた方がよいので、まとめてではなく、事務局の方から、この条例を作る趣旨とか、これができた後、市として、あるいは住民として、どのような取り組みが期待されているのかお話していただきたいです。

○事務局

鎌倉市子ども総合支援条例ということで、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを対象とした支援という話でございます。子ども・子育てきらきらプランは市の子どもに対する施策を総合的に推進していくための工程の計画、子ども・子育て会議はその進捗を管理していただくご意見をいただく会議ということでございます。

市が総合的に行っている子どもに対する施策は、子ども・子育て支援法であったり、児童福祉法であったり、様々な法律に基づいている施策となっております。まさに子ども・子育て支援法で総合的な施策ということをおっしゃっていますが、きちんと市としてのスローガンを掲げるということが必要だということでこれまでも、各条例での施策、特にやっていたことを、改めてきらきらプランと紐付けをしていく、各施策

と紐付けをしていく、各施策をやっている計画とも紐付けしていく、このような位置付けで制定したいと考えているものです。

今後、どのように住民の方にも周知して、関係者にも周知してということですが、この様々な施策、市の責務というものも5番にございまして、保護者の責務、市民等の責務、育ち学ぶ施設等の責務、事業者の責務、それから最後に市の取り組みというものの構成になっております。その前段で、前文と定義と基本理念がございまして、これまで推進してきている施策を統合的に俯瞰するような形の条例にはなりません。さらに子どもの目線ということがこれまで重視されていない恐れもあるということで、大人の目線ではなくきちんと子どもの目線に立った条例と、このようなスローガンを子どもの目線で考えるということ、各施策を推進していく上でのスローガンにしていく、このようなことを全市で子どもに関わる方々で共通の認識として決めていくということ、位置付けとして考えています。以上です。

○福田委員

例えば、子ども・子育てきらきらプランのように市役所に置く、子ども・子育て支援センターですとか保育所に置いて、保護者が手に取れるような形を取り、そのように市民に見せていくということでしょうか。

○事務局

そうですね。当然、普及啓発も必要ですので、例えばチラシを作ってご理解いただくというのも必要ですし、広報もしっかりとしていく必要があると思います。

○福田委員

よろしいでしょうか。

松原会長への質問になるかもしれませんが、資料8-(1)の裏面の市の取り組みに①から⑫まで丁寧に書いてありますが、単純な感想として、具体性に大変に欠けるものだと感じますが、このような条例を作るときはこういったものなのではないでしょうか。

○会長

こういったということがよく分かりませんが、たぶん色々な作り方があって、神奈川県内でも、条例の各案文を考える子どもは高校生が中心だったと思いますが、子どもが参加しているような例から、このように支援者側から理念を共通認識として確認して条例として定めるものとか、色々なアプローチがあると思います。

事務局の方で最初に説明があったように、個々の権利を定めるということではなく、子どもを取り巻く大人、地域住民が何をしていくのかというような理念も、共通認識として確立をする条例だという前提でいいのか、もしその前提だとして、何がそこで求められていくべきなのかということでご意見をいただければと思います。

○福田委員

分かりました。ありがとうございます。

せっかくこのようなお話の場で作っていくということであれば、今のこの段階では素直にインパクトに欠けるという感想をもっております。以上です。

○会長

例えば、こういうことでインパクトが出るというようなことはありますか。

○富田委員

関連してちょっとよろしいですか。この条文を作成するにあたって、行政の他の部局は、応援ではなくて、どの程度自分のものとして考えて、どう担当部署と一緒に、大事な子ども、日本の財産である子どもをどう育てようか、とりわけ、市民の子をどう育てていこうかという共通認識はあるのでしょうか。それを伺いたいです。

○事務局

まさにその視点は大切だと思っております。先日も7月31日に子ども・子育て会議の庁内推進委員会がございまして、子ども・子育てきらきらプランに関わる関係課が全て揃った形の中で、我々こども支援課で率先して作っています、このサンプルを提示させていただき、意見をもらったところです。

様々な意見も出ておりますので、今後そのような方向でそれを修正していきたいということもございます。それぞれの課と個別で相談したケースもありますけれども、全体の課に我々の案ということで出しているのは資料としてお配りしているものです。今後、本日の子ども・子育て会議でのご意見も重視して、勘案させていただき、成案につなげていきたいと思っております。

○会長

条例ですから、制定されれば、全ての部局をカバーすることにはなっているみたいですね。

潮見さん、どうぞ。先程のインパクトの話はちょっと置いておきます。今日は色々な方からご意見を伺いたいのです。

○潮見委員

潮見です。今までのお話を頂戴して、確認をさせていただきたいのですが、まず条文がスローガンであるということなので、強制力はないという認識で合ってますでしょうか。

○会長

事務局の方でこれはちょっと確認します。

○事務局

そうですね。強制力はないと考えています。ただ、内容によって、努めるものとするとか、そのような表現になっているものがあります。

○潮見委員

そうだとすると、条例というのは方向性を表しているものであって、それをさらに具体的にしたものが子ども・子育てきらきらプランという位置付けですか。

○事務局

そのような考えでございます。

○潮見委員

ということはこの場で話さなければいけないのは、その方向性というものとして、間違っていないかどうかということを確認すれば良いということですか。

○会長

そうですね、それとこういう項目が入っていないが良いのだろうかとか、そういうことでご意見を伺いたいと思います。何か具体的におありになりますか。

○潮見委員

ないですが、たぶん今、どのレベルで話し合えばいいのかという共通理解が至っていないのかなというところがあるのかなと思いました。

あと1点、ワーディングの問題ですが、条例の1ページの前文2つ目の黒丸のところ、2行目で「いかなる差別、不利益を受けず」の「を」が気になって、いかなるとするのであれば、「いかなる差別、不利益「も」受けず」なのかなという風にちょっと思いましたので、ご検討いただければと思います。以上です。

○会長

他にいかがでしょうか。考え方、あるいは項目等、何でも結構です。お願いします。

○長谷川委員

前文の中で鎌倉市の豊かな自然環境に恵まれとか、歴史的遺産を取り巻く風土等という言葉が出てきています。その他の目的や定義の中、理念の中でこの条例を鎌倉以外のところにもっていても通用するというよりは、鎌倉ならではのところをせつかく作るので打ち出した方が良いなと思っております。その鎌倉ならではのところで、例えば自然環境のところですが、定義の3の中にある(4)のところ、育ち学び合う施設等と書いてありますが、その中で施設に任せるの部分について、既存の施設だけではなくて、やはり鎌倉の自然ということも入れていただきたいなと思っております。公共の施設ということも同じであります。

あと、この5から9の中の市等の責務という中で、保護者の責務もありますが、10から11の市の取り組みということ全部見ますと、いわゆる子育て支援は親支援であるということだと思っております。そのような言葉も付け加えてはどうかと考えております。

○会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。どうぞ。

○飯田委員

私は子どもの目線で作られる条例というのはすごく賛成です。様々なニーズ調査等されている中で見ていると、親への支援という形で、親がどのようなことを思って、望んでいるのかというところの目線が、鎌倉市は強いなという想いがありました。親のニーズはもちろんですが、自分たちが楽になるため

とか、自分たちが望んでいることが、本当の意味で子どものためになっているのか。日々、自分にとって良いのか、子どもにとって良いのかという選択肢が、どうしても自分が親だと親側に流れ気味になってしまいますので、そこでしっかり市として、子どもの目線という条例を制定されるというのは、私は賛成です。

○会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

他の方がまだお尋ねされていない、個人の意見です。まとめではないので私の発言が終わってからも色々ご発言いただいて大丈夫です。

子ども目線で作る、しかしどのように支援していくかというお話で、そういう線でお作りになる条例であれば、それなりに整序ができると思います。それにしても前文のところで子どもが権利主体であるということは一文書かれておいた方が良くかなと。児童福祉法も16年に1丁目1番地の第1条を変えました。この前文を読むと、子どもが全部受身なの、子どもの視点という表現になっていない気がします。

あと、今でも色々な立場から議論がありますが、体罰というのは家庭の内外で起こることなので、その防止を組み込むことができるのかということがちょっと課題かなと思います。

4ページの12のところ虐待及びいじめへの対応という、虐待といじめを一緒の項目にして良いのかなという、質の違うものではないかという気がします。

見本を出してみましたので、このようなことで、もしご意見があればいかがでしょうか。障がいをもったお子さん、あるいはそのご家族への支援というような視点はいかがですか。

○堀越委員

「すべての子どもが大切にされ」の中に入っていると思いますが、障害者差別解消法、障がいがあることで差別をしてはいけないという法律もできまして、例えばお店とか学校とかそのような場所では差別をしてはいけないとか、そのような考え方が進んでいると思います。

もしこの条例の中にそういった障がいに関する差別の防止、あるいは対応をちゃんとしますということ等が書いてあると良いなということと、あとは保護者の支援の中で経済的困難を抱える等具体的に書いてあるところがあるので、その中に障がいのある子どもという言葉が入っていると、より良いのかなと思いました。

あとは全体の話で、先程から子ども目線ということが言われていると思います。支援のあり方として、子どもの気持ちというか、子ども自身を大事にといったことがとても大切だと思いますが、それが読み取れるかというこの文章の中のどこが子ども目線なのかなというのはちょっと思います。例えば、子どもが意見を言える機会を作るとか、どういうものを想定されるのかは分かりませんが、ここからは読み取れません。もうちょっと具体的なこととか、どこに子ども目線が入っているのかが全体的に読み取れないかなと。子どもには権利があるという話が先程ありまして、その子どもの権利を前面に打ち出す条例ではないと言われました。子どもは子どもに権利があるということを知っているのかなと。どういう権利があるということよりも、子どもにはまず1人の人として認められた権利があるということが前提で、その子どもへの支援は大人としてこういうことをやっていきますよというようなことがあっても良いのかなと思いました。

○会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。どうぞ、順番に行きましょう。

○横山委員

18番の祖父母からの支援というところですが、この全体を読んだときに、ここだけすごく違和感みたいなものを感じまして、祖父母からの支援というのをわざわざこの条例に入れた意図をちょっとお聞きしたいかなと思いました。

先程もおっしゃられた方がいますが、子どもが意見を言える機会ですが、特に子ども議会というものが年1回夏休みにあるということは承知していますが、それはすごく限られた人数の子どもで、その他の子どもたちが言える機会というのはどういうものがあるのかなかという質問です。

○会長

はい、いかがですか。

○相川委員

ご意見が出ている中重なるところがありますが、作り方ということが最初に説明があったのですが、私も子どもの生きる権利を守るというようなものが前文の中にあってもいいのかなとちょっと思っています。全体として、この条例の作り方の最初のところでお話がありましたが、理念条例ということになるのでしょうけれども、その辺は先に入れておいた方が良いのかなという思いが1つあります。

それから先程ご説明をいただいた中で、この条例が他に進めている施策ですとか、子ども・子育てきらきらプランも含めて、そのようなもの全部に関わるということをおっしゃっていたかと思いますが、逆に言うとそういうことを条文の最初か最後に入れておいた方が良いのではないのか、文章にして示した方が良いのかなという思いがあります。

それと条例ということですので、この形の条例で出ていくということになると、10から21がちょっとレベルが違うと言ったら言い方が違うのかもしれませんが、10以降については、子育て家庭への支援とかそういうのが1つあって、その中の項目になるのかなというような感じを受けました。以上です。

○会長

事務局に個々ではなくて、まとめたコメントをいただきたいと思いますが、ラストチャンスです。もう数分はとれませんので、ご発言があれば、お願いします。

○金野委員

直接ではないかもしれませんが。施策の推進とかの方、子ども・子育てきらきらプランの方になってしまうかもしれませんが、多くの市がこのようなものをこれからどんどん作っていくと思います。やはり鎌倉がその中に埋もれないためにも、先ほどおっしゃった鎌倉らしさみたいなものも取り入れた中で、親の方の支援も鎌倉らしさを取り入れていただければ良いなと思ひまして。例えば、お父さんの育休支援を鎌倉市の企業が率先して取っていく、鎌倉市の企業と市民のお母さんの就職のマッチングをしていく等、施策になってしまうかもしれませんが、鎌倉らしさのプランも取り入れていただけたらと思います。

○会長

このくらいでよろしいですか。

○富田委員

ひとつ良いですか。

先程松原先生がおっしゃっていた12の虐待及びいじめへの対応というところ、どなたかが言っていました、子ども目線で条例を作るとすれば、このところが今の子どもたちにとって、一番大きな問題だと思うので、この辺の書き方をもう少し丁寧に書き込んでも良いのではないかという風に思いました。

○会長

では、まとめてコメントをいただきたいと思います。大枠をまとめると、そもそもこの条例を作って、どうなるのという共通理解の部分のご質問があったので一度お答えいただきましたが、特に子ども・子育てきらきらプランに関わる関係部局というだけではなくて、鎌倉市民全体への呼びかけになりますから、その辺りを踏まえて、条例の効果みたいなことをどう想定するかということと、それから個々の内容についてはよろしいかと思いますが、鎌倉らしさを出してほしい、そのことについて、どうお考えなのかということが2点目です。もし鎌倉らしさという中に祖父母からの支援というものが入るのであれば、それもそのようなコメントをしていただければいいですけれども、18についてはちょっと違和感があるよというお話も出たので、これについて少しコメントをしていただければと思います。あとは事務局の方でお気づきの点があれば、併せてコメントしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局

改めてですが、条例の効果は、子どもの目線でということと、子どもがのびのびとやりたいことをきちんとやれる環境を整えていくことを前提で考えています。

効果としては今後、各施策で条例やプランを作っていくときに、やはり1つの考えを通したものが必要だということで、鎌倉市としての姿勢を、1つの軸の方針をもって、この条例を基軸にして、掘りどころにして、施策を考えていくということだと思います。例えば先ほどおっしゃられました父親の育休ですとか、母親の就労支援等、そういったものも個々の施策でももちろんやっていきますが、やはり子どものためというか、子育て世代のためというような、1つの掘りどころとして、本市として、支援していくというようなものになっていけば良いなと思います。

鎌倉らしさということの中で祖父母も入れるのかどうかということですが、今、現在も鎌倉市の市民健康課の方でパンフレットを作って、祖父母世代の孫育てへの参加というものを推奨しており、全国的にもこういったことが言われてきております。祖父母の支援というものは子どもにとっても親以外の掘りどころがあるので、情緒が安定していくことで育ちに影響がある、あるいは父母にとっても父母のバックアップの支援になるということで、それぞれのご家庭にももちろん、祖父母の方にもご事情があるのでそのできる範囲の中でやっていきたいと思います。祖父母のと書いてあるので固有の方という捉え方になってしまうので祖父母世代ということで広く書いていきたいなと。その部分は修正していきたいと考えています。

あとはいじめと虐待のことについて、こども相談課長の方からよろしくお願いします。

○富田委員

これはいつ成案ができますか。それによっては、慌てないでもう1回くらい、議論した方がいいのでは

ないかと思えます。

○事務局

先ほど富田委員の方から4ページの12の虐待及びいじめへの対応の(2)のところに「一人ひとりに寄り添った迅速な対応」とはどういうことかというようなご質問があったかと思えます。一人ひとりに寄り添ったという意味では、お子さんの経済的な課題ですとか、発達に関する課題ですとか、家庭環境等、様々な課題をお持ちであると思えます。こういった一人ひとりの状況に寄り添ったような必要な処置、支援をしていこうということで、事務局の方でこういった書きぶりにさせていただいています。迅速にということ、虐待については早期発見、早期対応が非常に重要なので迅速にという文言を入れさせていただきました。

虐待については委員の方から子ども目線で丁寧に対応ということが大事だということ、松原会長の方からも虐待とそれからいじめ、性格が違うものなので一緒の項目にするのはいかがかというようなご意見もいただきましたので、改めましてこちらについては見直しをさせていただきたいと思えます。以上です。

○事務局

自分自身を大切にということ、子どもがきちんと分かるようにしたいということのご指摘をいただいたと思えます。

意見を言える場ということで19になります、(1)は子ども議会を想定しています。市政への質問、宣言を行うことを支援する。

(2)が市政に対して、夢や希望を言える機会、今、現在でも市長への手紙の子ども版というものがありますので、こういったものを一層活用していければと思えます。

(3)が新しく、子どもが困りごとを言える機会または代弁できる機会を設けるよう努めるということで、子ども会議のようなものを設置、あるいは困っているお子さんがいるところに出向いて、子どもの意見を収集し、それを施策に繋げていけるような仕組みなりができれば良いと思えます。

障がい者の施策について、特にもう少し表に出した方が良いというご指摘、ご意見ですが、実は先日の庁内推進会議の方でもそういった意見がありまして、やはり今の案の中では基本理念とか、そういった中で謳っているだけです、きちんと障がい者施策の姿勢を明記していく必要があるかと思えます。

次第4 その他

○事務局

あと、今、富田委員から会議の回数のお話がありましたので、スケジュールについて、お話をさせていただきます。

先程の説明でも少し触れましたが、この条例の制定を目指しているのが来年の12月議会です。条例制定なので議会の承認が必要になりますので、1年ちょっと先の12月議会を目指しております。今日の子ども・子育て会議で最初の意見をいただいて、今後子どもたちの意見を聞き、各団体で意見があれば、お話ししたいというところもござります。その間に総合教育会議が10月に予定をされているとこ

ろもございます。

次の子ども・子育て会議は3月にありますので、それまでに拾えた意見をまとめた結果をお示しさせていただいて、もう一度3月にご意見を頂戴したいと思っております。

その前にも総合教育会議が2月にありますが、その後3月にこの子ども・子育て会議で2回目のご意見を伺って、その中で決まったことを踏まえて、パブリックコメントをかけていきます。それがたぶん4月から5、6月辺りになりますので、その結果をさらにもう一度、来年の8月、1年後ですが、またこの会議で最終的にお話やご意見を拾いあげて、12月の議会にのぞんでいくというスケジュールになります。この会議の中でご意見をいただくことは今日も含めて、一応3回を予定しているところでございます。以上です。

○会長

ということです。もう少し議論ができるようです。その他はこのスケジュールの話でした。3月の会議、他にやることがありますか。

○事務局

3月の会議では、この条例の制定に関する議題を中心にやりたいと思っております。例年の3月ですと、新年度のこどもみらい部始め、市の子どもに関する新規事業と言いましょか、ご紹介させていただきたい事業等があればご報告させていただきたいと考えています。

○会長

それではよろしいでしょうか。会は閉じる方向に行っています。何か、ご発言ありますか。

○福田委員

今回いただいたこの資料ですが、お手間だったと思いますが、今回のようにこのようにインデックスを付けていただくことが大変分かりやすくて良かったです。ありがとうございます。

○会長

それでは少し時間をオーバーしました。

○発達支援室担当係長

会長、もう1点だけよろしいでしょうか。

発達支援室の石井です。先ほどサポーター養成講座の質問をいただいた中で、間違った発言をしてしまいまして、応募についての回答で付け加えたいところがあります。

全応募者数については今年度は109名でした。そのうち、市民の方の応募が28名、28名中保護者が17名ということになります。

また、周知については広報を使ったということでお伝えしましたが、あわせて市のLINEの方も使わせていただきました。すみませんが、この場で訂正させていただきます。

○会長

それでは本日予定しておりました議事は終了いたしました。事務局の方へ戻したいと思っております。

○こどもみらい部長

長時間にわたり、貴重なご意見をいただきありがとうございました。いただいたご意見を参考にしまして、また改めてご検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたり、貴重なご意見ありがとうございました。